

要介護・支援状態にならないよう

介護予防健診を受けましょう



■問い合わせ先 健康づくり課 ☎(36)1187

65歳になると、生活習慣病を検査する「特定健診」の他に、運動・栄養・口腔（こうくう）機能・閉じこもり・うつ・認知症などの生活機能を測る「介護予防健診」が受けられます。

要介護・支援状態にならないために、今、どんなサービスを利用すれば良いかを知るための健診ですので、積極的に受けましょう。

介護予防教室に参加するには、介護予防健診の受診が必要です。

介護予防健診の内容

問診が中心です。全員が受ける「生活機能チェック」と、その結果、追加検査が必要な人が受ける「生活機能検査」があります。

【生活機能チェック】

- ▽問診（生活習慣の確認など）▽身体測定（身長、体重、BMI）
- ▽血圧測定 ▽生活機能の低下判定
- ▽理学的検査（口腔内視診、関節可動域、聴打診）



【生活機能検査】

- ▽心電図検査 ▽貧血検査
- ▽血清アルブミン検査 ▽反復唾液嚥下（えんげ）テスト
- ▽医師による介護予防教室参加の可否判定

健診に持参するもの

- ①介護予防健診受診券（ピンク色）
- ②介護保険被保険者証（黄色）
- * ①は要介護や支援認定を受けていない65歳以上の人全員に5月上旬郵送。今年65歳になる人には、誕生月に郵送
- * この健診は、要介護や支援認定を受けていない人が対象
- * 費用無料
- * 年1回受診可

介護予防健診の受け方は2種類あります

集団健診

「特定健診」「基本健診」と同時に受診できます。「宗像市住民健診のご案内」に掲載している会場の日程に申し込みを。

- * センター健診は11月まで定員がいっぱいになりました。12月以降の日程で申し込んでください
- * 健診センターでは75歳以上の方の介護予防健診は受診不可
- * 生活保護を受給している方は集団健診のみ受診可

個別健診

下表に掲載している医療機関で受診できます。電話などで事前に予約をして受診します。



●個別介護予防健診受託医療機関一覧表●

宗像市

地区	医療機関名	電話番号
赤間	あかま整形クリニック	☎(35)6440
	赤間病院	☎(32)2206
	鴨川内科循環器科医院	☎(32)2426
	森都病院	☎(32)0111
	田上医院	☎(32)1110
	林外科医院	☎(33)5577
	船津医院	☎(32)3045
	やまね眼科医院	☎(32)9511
赤間西	桑野内科胃腸科医院	☎(32)3301
	宗像久能病院	☎(32)0315
自由ヶ丘	いきまる内科クリニック	☎(39)8282
	慶生医院	☎(32)3456
	自由ヶ丘クリニック	☎(32)2097
	平塚胃腸科外科医院	☎(32)2126
	宮原小児科医院	☎(33)5120
	本村内科医院	☎(33)0080
	安部泌尿器皮ふクリニック	☎(38)8800
河東	内科・放射線科 石野クリニック	☎(32)0055
	片山医院	☎(32)3269
	早田内科循環器科クリニック	☎(35)0510
	渡辺整形外科医院	☎(32)2600
南郷	宗像病院	☎(36)2734
	米倉医院	☎(36)2056
東郷	さがら内科循環器科医院	☎(37)0025
	崎村医院	☎(32)4151
	東郷外科医院	☎(36)4146
	共立医院	☎(36)4584
	摩利支病院	☎(36)4150
	吉田内科クリニック	☎(36)4118
	恵和中央クリニック	☎(36)1001
日の里	島村内科消化器科クリニック	☎(34)8811
	高橋整形外科医院	☎(37)8013
	日の里クリニック	☎(36)5511
	吉澤小児科内科医院	☎(36)2833
池野	そえだ医院	☎(62)3231
大島	大島診療所	☎(72)2004

* 医療機関は、宗像市は地区別・50音順、福津市は50音順に掲載
* どの医療機関でも受診可

福津市

	医療機関名	電話番号
あ	あいだ医院	☎(42)3101
い	岩橋医院	☎(42)0259
う	上田医院	☎(52)2823
か	勝浦診療所	☎(52)0830
こ	上妻整形外科医院	☎(42)0089
	小島医院	☎(52)0213
し	しば田クリニック	☎(43)5222
た	竹中小児科医院	☎(42)0043
は	林内科医院	☎(43)1177
ふ	福津内科クリニック	☎(43)8282
	福間病院	☎(42)0145
	古野内科・循環器科医院	☎(34)9090
ま	松岡内科医院	☎(52)1302
み	宮城病院	☎(43)7373
む	宗像水光会総合病院	☎(34)3111
わ	渡辺クリニック	☎(42)0046

健診結果は30日以内に
手元に届きます



「介護予防健診」の結果は、健診受診機関から送付されます。
また、必要な情報は、健康づくり課に提供され、健診結果をもとに、今後介護や支援が必要となる可能性の高い人（二次予防事業の対象者）を選定します。

【二次予防事業の対象者】

- 健康づくり課の職員と相談して「介護予防ケアプラン」を作ります。
- * 介護予防ケアプランとは、自分の目標を決め、どのようなサービスをどのくらい利用するかを定めた計画書
- デイサービスセンターや公民館などの施設に通い、運動や機能訓練などの各種教室に参加
- 栄養士・歯科衛生士・保健師などが自宅を訪問して、必要な指導を実施

■問い合わせ先 健康づくり課 ☎(36)1187